
■ 法人名 :
■ 部 署 :
■ 役 職 : 公認会計士
■ 名 前 : 宮崎 哲

■ コメント :

公開草案 第 16 項、「他の会社等の意思決定機関を支配していないことが明らかであると認められる場合」(4)において、子会社にあたらぬ要件として①~④が示されております。当該規定によれば、子会社に該当しないためには、②投資先の他の会社等との間で通常取引として投融資を行っているもの以外の取引がほとんどないこと、③投資先の他の会社等が自己の事業の種類と明らかに異なるものであること、④当該他の会社等とのシナジー効果も連携関係もないことが子会社にあたらぬ要件とされております。

ところで、従来の企業決算の実務に目を向けるとベンチャーキャピタル業を専業とし、ベンチャーキャピタル事業のみを単一事業としている会社のほかに、自身がハイテク企業であって、ハイテク企業・ナノテク企業への投資を投資育成目的(将来の株式転売目的)で行う企業や製薬関連企業でバイオベンチャー企業への投資育成目的での投資を行う企業が現実にはあるように見受けられます。

本公開草案の指針に基づくと、ベンチャーキャピタル事業のみを「専業」として行う企業においては VC 条項を適用して子会社から外すことができるとされる反面、ベンチャーキャピタル事業を「企業の主たる事業目的の一つ」として行い、他の事業(製造業・物品売買業も営む企業集団においては、いわゆるコングロマリット型の企業集団(セグメントの一つとしてベンチャーキャピタル事業が存在する企業集団)においては VC 条項を適用して子会社から外すことができないとなるように、解釈されます。

公開草案の結論の背景の箇所(第 38 項)においては、ベンチャーキャピタル専業の場合には子会社から除外できるが、ベンチャーキャピタル事業が企業集団の一セグメントになっている、いわゆるコングロマリット型の企業においては VC 条項の適用を認めないこととする理由及び必要性の記述が少ないように思われるため、この点の追加記載をお願いしたい。

また、コングロマリット型企業でベンチャーキャピタル事業をセグメントとして有している場合には、当該ベンチャーキャピタル事業にかかる転売目的又は投資育成目的あるいは再生投資目的で保有する投資有価証券は一般に従来から、棚卸資産の区分に「営業投資有価証券」として計上し、売却時には売上高計上する会計処理が行われてきたものと考えられます。上記の公開草案が適用された場合、ベンチャーキャピタル事業会社が従来から保有する営業投資有価証券のうち、他の事業との関連性や営業取引がある場合には、上記の公開草案が適用されると子会社に該当することになるものと解釈されます。

この場合、営業投資有価証券から関係会社株式に振り替えた上で売却時には関係会社株式売却損益として「特別利益」計上することが義務付けられるものであるのかについても、本公開草案適用後の取扱いを明示頂きたい。

なお、財務諸表等規則ガイドライン95の2第2項において「転売目的以外で取得した有価証券の売却損益」は特別損益に含まれるとの指針が存在します。本公開草案が適用された後においても転売目的でベンチャーキャピタル事業セグメントにおいて取得した株式の売却損益が営業投資有価証券の売却損益として従来どおり売上計上できるものであるのか、子会社株式の売却損益となって特別損益処理しか認められないものであるのか、財務諸表等規則ガイドライン（又は金融商品会計基準）に従って従来どおり処理するものであるのかについても指針上の取扱いの明記をお願いしたい。

換言すれば、企業側の判断として、営業投資目的又は再生投資目的あるいは転売目的で取得したベンチャーキャピタル事業における取得株式であっても、本公開草案の適用により、事業関連性があるため子会社となる場合には、「営業投資目的又は再生投資目的あるいは転売目的で取得した」とする企業の意図が否定されて、売上高計上等が認められないものであるのか、子会社となるものの、転売目的も並存して有している場合には売却時に売上高計上することも容認されるものであるのかを指針上の明示をお願いしたい。

なお、私見であるが、企業が事業的規模でベンチャーキャピタル事業をセグメントの一つとして営み、定款の事業目的に記載している（又はそのような事業を専門に行う会社が企業集団内に存在する）場合であって、再生投資目的又は転売目的で取得した株式を営業投資有価証券として棚卸資産計上し、売却時には売上計上している会社に対して、仮に本公開草案を適用した後は、事業関連性がある、取引があるということの形式基準をもって「支配目的以外の目的がない」ことを見做すこととし、転売目的を本指針が否定するというのは、企業活動の実態を会計基準が否定することとなり、無理があるのではないかと考えます。仮に、本指針の適用により「支配目的以外の目的がない」こととみなすのであれば、当該会計処理を強制する必要性・論拠を結論の背景等にもう少し詳細に説明を記載すべきではないかと考えます。

以上を要約すると、企業が「再生投資目的又は転売目的で取得した株式」のうち事業関連性や営業上の他の取引がある場合には、「再生投資目的又は転売目的で取得した株式」であることを認めつつ、弊害防止のために子会社として連結対象とするという指針であるのか、すなわち支配目的と「再生投資目的又は転売目的」とが並存しうるものであるのか、子会社として連結対象とするという本指針の適用により、企業が「再生投資目的又は転売目的で取得した株式」のうち事業関連性や営業上の他の取引がある場合には、「再生投資目的又は転売目的での取得」そのものを否定するのかという点を明示頂きたい。

お世話になります。先日、以下のコメントをご送付申し上げましたが、補足資料として追加ご送付申し上げます。

(前回コメント抜粋記載)

本公開草案の指針に基づくと、ベンチャーキャピタル事業のみを「専業」として行う企業においてはVC条項を適用して子会社から外すことができるとされる反面、ベンチャーキャピタル事業を「企業の主たる事業目的の一つ」として行い、他の事業（製造業・物品売買業も営む企業集団においては、いわゆるコングロマリット型の企業集団（セグメントの一つとしてベンチャーキャピタル事業が存在する企業集団）においてはVC条項を適用して子会社から外すことができないとなるように、解釈されます。

コングロマリット型企业でベンチャーキャピタル事業をセグメントとして有している場合には、当該ベンチャーキャピタル事業にかかる転売目的又は投資育成目的あるいは再生投資目的で保有する投資有価証券は一般に従来から、棚卸資産の区分に「営業投資有価証券」として計上し、売却時には売上高計上する会計処理が行われてきたものと考えられます。上記の公開草案が適用された場合、ベンチャーキャピタル事業会社が従来から保有する営業投資有価証券のうち、他の事業との関連性や営業取引がある場合（前提として議決権の40%以上又は過半数を保有している投資先とします）には、上記の公開草案が適用されると子会社に該当することになるものと解釈されます。

この場合、営業投資有価証券から関係会社株式に振り替えた上で売却時には関係会社株式売却損益として「特別利益」計上することが義務付けられるものであるのかについても、本公開草案適用後の取扱いを明示頂きたい。

なお、財務諸表等規則ガイドライン95の2第2項において「転売目的以外で取得した有価証券の売却損益」は特別損益に含まれるとの指針が存在します。**本公開草案が適用された後においても転売目的でベンチャーキャピタル事業セグメントにおいて取得した株式の売却損益が営業投資有価証券の売却損益として従来どおり売上計上できるものであるのか、子会社株式の売却損益となって特別損益処理しか認められないものであるのか、財務諸表等規則ガイドライン（又は金融商品会計基準）に従って従来どおり処理するものであるのかについても指針上の取扱いの明記をお願いしたい。**

換言すれば、企業側の判断として、営業投資目的又は再生投資目的あるいは転売目的で取得したベンチャーキャピタル事業における取得株式であっても、本公開草案の適用により、事業関連性があるため子会社となる場合には、「営業投資目的又は再生投資目的あるいは転売目的で取得した」とする企業の意図が否定されて、売上高計上等が認められないものであるのか、子会社となるものの、転売目的も並存して有している場合には売却時に売上高計上することも容認されるものであるのかを指針上の明示をお願いしたい。

<今回補足コメント>

今回の連結の範囲の見直しにかかる公開草案は、国際会計基準や米国会計基準における連結の範囲の考え方に近づける改正の一つとも考えられます。

他方で、米国会計基準には、我が国特有の損益計算書開示区分である「経常損益区分」・「特別損益区分」がありません。米国会計基準では、日本の会計基準で営業外費用、特別損失に表示区分される項目のうち、事業に関するもの、例えば固定資産の除売却損益等は、米国 SEC 基準では営業損益に計上されます。

(参考開示例) - 東芝 (米国会計基準)

【連結損益計算書】

区分	2005年度 (自 2005年4月1日 至 2006年3月31日)		2006年度 (自 2006年4月1日 至 2007年3月31日)	
	金額(百万 円)	百分 比 (%)	金額(百万 円)	百分 比 (%)
I 売上高及びその他の収益				
1. 売上高	6,343,506	100.0	7,116,350	100.0
2. 厚生年金基金の 代行返上に係る補助金 (制度清算による損失2005年度5,045百万円控除後)	4,085	0.1	—	—
3. 受取利息及び配当金	13,485	0.2	24,375	0.3
4. 持分法による投資利益	—	—	27,878	0.4
5. その他の収益	49,605	0.8	155,270	2.2
	6,410,681	101.1	7,323,873	102.9
II 売上原価及び費用				
1. 売上原価	4,659,795	73.5	5,312,179	74.6
2. 販売費及び一般管理費	1,447,186	22.8	1,545,807	21.7
3. 支払利息	24,601	0.4	31,934	0.5
4. 持分法による投資損失	4,452	0.1	—	—
5. その他の費用	96,470	1.5	135,493	1.9
	6,232,504	98.3	7,025,413	98.7
III 税金等調整前当期純利益	178,177	2.8	298,460	4.2
IV 法人税等				
1. 当年度分	57,051		88,911	

区分	2005年度 (自 2005年4月1日 至 2006年3月31日)		2006年度 (自 2006年4月1日 至 2007年3月31日)	
	金額(百万 円)	百分 比 (%)	金額(百万 円)	百分 比 (%)
2. 繰延税金	33,091		56,444	
	90,142	1.4	145,355	2.0
V 少数株主損益控除前 当期純利益	88,035	1.4	153,105	2.2
VI 少数株主損益	9,849	0.2	15,676	0.3
VII 当期純利益	78,186	1.2	137,429	1.9

このため、子会社に該当するか否か（＝棚卸資産として認めるか否か）ということと、段階損益表示区分をどうするのか（従来どおり、損益計算書区分は子会社であっても売上高計上で良いのか、経常性があれば営業外損益でも良いのか、子会社の売却であるという点だけに着目し、事業的規模でVC事業を行っている実態は捨象して特別損益区分表示しか認めないのか）という点を一体として指針を公表しなければ、次項のようなベンチャーキャピタル事業を主たるセグメントの一つとし、従来議決権の過半数を投資する投資先であってもあくまで営業投資目的（転売目的での取得）として営業投資有価証券（棚卸資産）として、売却時に売上高計上している会社においては、実務上の混乱が生じるものと懸念されます。

あくまで私見ではありますが、このような損益表示区分の問題を解決するためには、経常損益区分・特別損益区分といった日本基準固有の損益計算書の区分を廃止し、米国会計基準と同様に事業に関連するものは全て営業損益区分に含めて開示するという表示区分変更への改正を行うべきではないかと考えます。

(参考開示例)

㈱CSKホールディングス

【事業の種類別セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成 17 年 4 月 1 日 至 平成 18 年 3 月 31 日)

区分	情報 サービス 事業 (百万円)	金融 サービス 事業 (百万円)	証券事業 (百万円)	プリペイド カード 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
I 売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	197,467	14,207	26,636	2,843	241,154	—	241,154
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	647	990	14	5	1,657	(1,657)	—
計	198,115	15,198	26,650	2,848	242,812	(1,657)	241,154
営業費用	188,437	4,503	20,933	3,059	216,934	(917)	216,016
営業利益又は営業損失 (△)	9,677	10,695	5,716	△211	25,877	△740	25,137

(注) 1 事業セグメント区分の方法及び各区分に属する主要なサービスの名称サービスの種類、性質、業務形態の類似性により下記のとおり区分しております。

情報サービス事業	システム開発、システム運営管理、コンピュータ機器の保守、データエントリ、コンピュータ関連のコンサルティング及び教育等のサービス事業、 業務運用、コンピュータ及びコンピュータ関連の周辺機器・消耗品等の販売事業、コンピュータビル等の工事請負事業、コンピュータビルの賃貸事業
金融サービス事業	投資事業組合・匿名組合・不動産・株式等への投資事業、ベンチャーキャピタル事業、投資信託委託業等
証券事業	証券業、証券業付随業務等

㈱デジタルガレージ

前連結会計年度(自 平成 17 年7月1日 至 平成 18 年6月 30 日)

(単位:千円)

	ソリューション 事業	ポータル/プロ グ事業	ファイナンス 事業	インキュベーショ ン事業	計	消去又 は 全社	連結
I 売上高及び営業損益							
売上高							
(1) 外部顧客に対する売 上高	4,972,751	2,885,897	2,167,966	2,449,625	12,476,240	—	12,476,240
(2) セグメント間の内部売 上高又は振替高	17,017	43,385	170	—	60,573	(60,573)	—
計	4,989,769	2,929,282	2,168,136	2,449,625	12,536,814	(60,573)	12,476,240
営業費用	4,865,722	2,642,473	1,562,839	1,351,017	10,422,052	350,189	10,772,242
営業利益	124,046	286,809	605,297	1,098,607	2,114,761	(410,762)	1,703,998

※2 各区分の主なサービス

(1)ソリューション事業 インターネット(ブロードバンド)およびEコマース等のシステム設計・開発・運用、ソリューションとしての Autonomy「ウルトラシーク」(検索ソフトウェア)、「smoothy」(ブロードバンドのコンテンツ管理のソフトウェア)等のソフトウェアの販売、ならびにインターネット(ブロードバンド)およびEコマース等のコンサルティング、広告、マーケティングおよびリサーチ。(2)ポータル/ブログ事業 インターネットにおける価格比較サイト「価格.com」、インターネット宿泊予約サイト「yoyaQ.com」、旅行のコミュニティポータルサイト「フォートラベル」、ブログ検索ポータルサイト「テクノラティジャパン」、および情報共有サイト「PingKing」等の企画および運営、ならびに第三世代(3G)携帯電話に向けたモバイルコンテンツの提供。(3)ファイナンス事業 コンビニエンスストアを中心としたEコマース等の決済・物流事業、および外国為替保証金取引事業。

(4)インキュベーション事業 ベンチャー企業への投資・育成を中心とした事業戦略型ベンチャー・インキュベーション事業、および投資事業組合財産の管理運営業務

・・・上記の4社の株式につきましては、平成18年1月5日をもって会社分割により㈱DGインキュベーションに分割承継されております。これに伴い、以上の4銘柄につきましては、㈱DGインキュベーションが営業取引として投資育成目的で所有することとなりましたため、分割日以降、関連会社に該当しないこととなっております。

㈱ネットエイジグループ

事業の種類別セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成 17 年4月1日 至 平成 18 年3月 31 日)

	インターネット関連事業 (千円)	ファイナンス・インキュベーション事業(千円)	計(千円)	消去又は全社 (千円)	連結(千円)
I 売上高及び営業損益					
売上高					
(1)外部顧客に対する売上高	1,249,479		647,312 1,896,791	—	1,896,791
(2)セグメント間の内部売上高又は振替高	—		— —	—	—
計	1,249,479		647,312 1,896,791	—	1,896,791
営業費用	1,145,018		207,949 1,352,968	170,049	1,523,017
営業利益	104,460		439,362 543,823	(170,049)	373,773

(注)1. 事業区分は、内部管理上採用している区分によっております。

2. 各事業の主な業務の内容

(1) インターネット関連事業

広告配信サービス、メールマーケティングサービス、イー・コマース(電子商取引)等

(2) ファイナンス・インキュベーション事業

ベンチャーキャピタル投資、コンサルティングサービス、インキュベーションオフィス運営等

(2)他の会社の議決権の過半数を自己の計算において所有して

いるにもかかわらず当該他の会社等を連結子会社としなかった

場合の当該他の会社の名称等

㈱メタキャスト

(連結の範囲から除いた理由)

投資先会社の支配を目的とするものではなく、営業取引として投資育成目的で所有しているためであります。

㈱ベンチャー・リンク 当連結会計年度

	当連結会計年度(自 平成 18 年6月1日 至 平成 18 年 12 月 31 日)							
	会費・金融 事業 (千円)	外食事業 (千円)	教育事業 (千円)	新事業 (千円)	その他の 事業 (千円)	計 (千円)	消去又は 全社 (千円)	連結 (千円)
I 売上高及び 営業利益								
売上高 (1) 外部顧客 に対する	2,166,843	2,868,260	822,601	3,782,248	1,047,639	10,687,593	—	10,687,593
売上高 (2) セグメント 間の								
内部売上高 又は	—	—	—	58,944	86,174	145,119	(145,119)	—
振替高								
計	2,166,843	2,868,260	822,601	3,841,192	1,133,814	10,832,712	(145,119)	10,687,593
営業費用	2,101,185	2,018,205	1,025,517	4,014,342	1,306,899	10,466,150	(143,466)	10,322,683
営業損益	65,658	850,054	△202,916	△173,149	△173,085	366,562	(1,652)	364,909

(注) 1 事業区分は事業の内容によっております。

事業区分	主要な商品及び役務
会費・金融事業	会員企業間における取引先紹介サービスの提供、ビジネスマッチングや経営情報等の提供、保険商品の販売
外食事業	外食フランチャイズ本部支援(フランチャイズ加盟店の募集及びSV代行)、外食ライセンス本部運営
教育事業	「7つの習慣」(学習塾チェーン)のフランチャイズ本部運営及び学習塾本部支援(フランチャイズ加盟店の募集及びSV代行)
新事業	「美と健康」「プライムエイジ向け流通」等の分野におけるフランチャイズ本部運営
その他の事業	ベンチャー・キャピタル事業、リース事業、企業コンサルティング事業他

(3) アルファシステム株式会社については、当該会社の議決権の100分の20以上、100分の50以下を自己の計算において所有しておりますが、その所有目的は当社グループの主たる営業目的である中堅中小企業の支援のためであり、営業・人事・資金その他の取引を通じて影響力を及ぼすものではないため、関連会社とはしておりません。